

第 60 回 伊勢市都市計画審議会

議案書

令和 2 年 6 月 11 日

【審議案件】

議案第 1 号 会長及び副会長の選出について

…P 1～P 2

議案第 2 号 伊勢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対する意見について

…P 3～P 5

伊勢市都市計画審議会委員名簿

令和2年6月1日現在

区 分		団体・役職名等	氏 名 (敬称略)	備 考
学 識 経 験 者	都市計画・建築	三重大学大学院工学研究科 建築学専攻教授	あさの さとし 浅野 聡	
	法学・経済	弁護士	このくち まなぶ 河之口 学	
	環境・土木	三重大学生物資源学部助教	いとう りょうせい 伊藤 良栄	
	交通	皇學館大学現代日本社会学部 教授	かさハラ まさし 笠原 正嗣	
	観 光	鈴鹿大学国際人間科学部教授	とみもと まり こ 富本 真理子	
	建築・住宅	三重県建築士会伊勢支部支部長	にしい かずひこ 西井 一比古	
	商 工 業	伊勢商工会議所副会頭	さかたに たかのり 坂谷 隆徳	
農 業	伊勢農業協同組合専務理事	さかとく まさあき 酒徳 雅明		
市 議 会 議 員	議 会	伊勢市議会議員	みやざき まこと 宮崎 誠	
	〃	〃	のぐち よしこ 野口 佳子	
	〃	〃	こやま びん 小山 敏	
	〃	〃	しほく のりやす 宿 典泰	
	〃	〃	せ こくち しんご 世古口 新吾	
市 民	市 民	一般公募	あかさか ともゆき 赤坂 知之	
	〃	〃	かわむら ゆきひさ 河村 幸久	
	〃	〃	たけもと くにこ 竹本 訓子	
	〃	〃	なかで むつみ 中出 睦	
	〃	〃	もりい みえ 森井 美恵	

伊勢市都市計画審議会条例第5条の規定により、会長及び副会長の選出を行います。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に**会長及び副会長各1人を置き**、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから**委員の選挙によってこれを定める**。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(伊勢市都市計画審議会条例 平成17年11月1日)

(会長及び副会長の選任)

第2条 条例第5条第1項に定める委員の選挙の方法は無記名投票とし、有効投票の最多数をもって選任する。

2 前項の投票の結果、得票数が同じであるときは、同一得票数の者につき、決選投票により選任するものとする。

3 **審議会は、委員に異議のないときは、第1項の規定にかかわらず投票に代えて指名推薦の方法を用いることができる。**

(伊勢市都市計画審議会運営規程 平成24年4月12日)

伊勢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対する意見について

三重県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」について、伊勢都市計画区域に係る変更案に対する市の意見を求められたため、市として伊勢市都市計画審議会の意見を伺います。

(1) 「伊勢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針<改定案>」

(議案書別冊（議案第 2 号）参照)

(2) 変更理由書（次ページ参照）

(3) スケジュール

内容	期間
パブリックコメント（結果：意見なし）	令和元年 12 月 11 日～令和 2 年 1 月 9 日
案縦覧	令和 2 年 5 月 15 日～5 月 29 日
伊勢市都市計画審議会での審議（意見）	令和 2 年 6 月 11 日
三重県都市計画審議会での審議	令和 2 年 7 月 28 日
変更告示	令和 2 年 9 月頃

伊勢都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

変更理由書

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画法第6条の2の規定に基づき、当該都市の発展の動向、当該区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするため、都道府県が、都市計画の基本的な方針を示すものとして定めるものである。

平成12年の都市計画法改正により、全ての都市計画区域について「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を都市計画に定めることが規定され、当該区域においても、平成16年に策定し、その後、平成23年に改定している。

今回、現行「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の目標年次を迎え、その策定後の社会情勢の変化や新たな施策の方向性、制度改正等を踏まえ、平成28年度から平成30年度に実施した都市計画に関する基礎調査の結果を勘案し、都市の将来像について見直しを行い、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全を図るため、本案のとおり変更するものである。

伊勢市都市計画審議会 様

伊勢市都市計画審議会条例第2条第1項第3号の規定により、下記の事項について貴審議会にお諮りいたします。

記

1 諮問事項

- (1) 伊勢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対する意見について

令和2年5月8日

伊勢市長 鈴木 健一

